

# 入札説明書

高知県公安委員会の所管する施設で使用する電気

高知県警察本部会計課

高知県公安委員会の所管する施設で使用する電気の調達に係る入札公告（令和元年8月13日付け）に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

### (1) 件名

入札対象施設一覧による

### (2) 規格・内容等

別紙仕様書のとおり

### (3) 供給場所

入札対象施設一覧による

### (4) 入札方法

入札に当たっては、入札公告1の(3)で示す納入期間の電気料金を考慮するものとし、入札書に記載する金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価、1kw当たり）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価、1kwh当たり）を根拠とし、仕様書別紙で提示する月別予定最大需要電力及び月別予定使用電力量等に基づき算出した各月の対価の年間総額を入札金額とする。

ただし、年間総額を算定する際は、力率は100%とし、予定使用電力量に伴う燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程(平成23年3月高知県訓令第1号)第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

### 3 入札参加資格の審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望する者は、知事が別に定める「競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、令和元年9月2日(月)までに高知県会計管理局総務事務センター会計・物品担当へ提出すること。同日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。

また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、入札参加資格が与えられないことがある。

(競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先)

所在地 高知市丸ノ内一丁目2番20号

機関名 高知県会計管理局総務事務センター 会計・物品担当

電話 088-823-9788 FAX 088-823-9266

メールアドレス 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

URL <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301/>

### 4 入札参加希望者の手続等

- (1) 入札に参加を希望する者は、次の書類を封筒に入れて封かんし、持参又は郵送(入札書を郵送する際は書留郵便)により提出すること。

詳細については、別添「入札参加申請書等及び入札書等の送付の仕方について」による。

なお、提出書類に関して説明を求められた場合は、応じなければならない。

ア 入札参加申請書(様式1)

イ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類

ウ 入札書(様式2)

エ 年間総額内訳書(様式3)

- (2) 入札書等の提出期限及び提出場所

ア 入札参加申請書等(4(1)ア及びイ)

(ア) 提出期限

令和元年9月6日(金) 午後5時(必着)

(イ) 提出場所

郵便番号 780-8544 高知県高知市丸ノ内二丁目 4 - 30

高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号 088-826-0110 (内線 2252)

イ 入札書及び年間総額内訳書 (4(1)ウ及びエ)

提出期限

令和元年 9 月 30 日 (月) 午後 5 時 (必着)

提出場所

ア(イ)と同じ。

(3) 入札保証金

高知県契約規則第 9 条及び第 10 条の規定による。

5 仕様書等に関する質疑回答

仕様書の内容等について質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和元年 8 月 28 日 (水) 午後 5 時 (必着)

(2) 提出場所

高知県警察本部警務部会計課用度係 FAX 088-872-0868

(3) 提出方法

質疑書は別添様式 4 により作成し、F A X により送付すること。これ以外の方法( 郵送、電話 ) による質疑には回答しない。

また、質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で警察本部警務部会計課用度係に伝えること。

(4) 質疑に対する回答

令和元年 9 月 4 日 (水) 午後 5 時までに F A X によりまとめて回答を行う。

6 入札について

(1) 入札執行回数

初回入札を含め、2 回を限度とする。初回入札で予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、日時及び場所を別に定めて再度入札を行う。

(2) 再度入札を行っても、なお予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に規定する随意契約の折衝を行うことがある。

(3) 入札書の記載事項

ア 入札日の年月日

( 提出日 ( 令和元年 8 月 13 日から令和元年 9 月 30 日までの間 ) )

イ 入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の職名、氏名）及び押印（法人の場合は、代表者印の押印）

ウ 代理人が入札する場合は、委任状を提出の上、入札参加者の住所、氏名及び代理人であることを表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印

なお、委任状については、入札参加を希望する施設が複数ある場合、まとめて作成することができる。

エ 入札金額

オ 件名

#### (4) 入札封筒の作成方法

入札書及び年間総額内訳書を封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に件名、開札日及び会社名を記載すること。

なお、詳細については、別添「入札参加申請書等及び入札書等の送付の仕方について」による。

#### (5) 留意事項

ア 入札者は、その提出した入札書の取り換え、変更又は取消をすることはできない。

イ 入札金額は、1円未満の端数をつけることはできない。1円未満の端数を付けた場合は、その端数の金額は記載のないものとして取り扱う。

ウ 入札書の記載事項について訂正又は加筆した時は、その箇所に押印しなければならない。ただし、金額は訂正することができない。

エ 年間総額内訳書は、入札書と割印をすること。

オ 入札公告等の記載以外の事項は、別紙「電力需給契約にかかる一般競争入札心得」による。

#### (6) 入札の延期等

次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期又は取り止めることがある。

ア 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。

イ 入札を公正に執行することができない事情があると認められるとき。

### 7 開札の日時及び場所

入札対象施設一覧のとおり。

### 8 落札者の決定

(1) 高知県契約規則第15条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が2者以上あるときには、直ちにくじを引かせて落札者を決定するものとする。落札者となるべき者のうち、入札書を郵便により提出した者及びく

じを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が入札者に代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

また、くじへの参加は、辞退することができない。

## 9 契約書の作成

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約条項

電力需給契約書(案)のとおり。

## 10 契約保証金

高知県契約規則第39条及び第40条の規定による。

## 11 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、当該入札参加者及び当該契約の相手方の負担とする。

## 入札対象施設一覧

開札日時	開札場所	件名	入札対象施設名	供給場所
令和元年10月2日 午前9時00分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	高知警察署で使用する電気	高知警察署	高知県高知市北本町1-9-20
令和元年10月2日 午前9時25分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	高知南警察署で使用する電気	高知南警察署	高知県高知市棧橋通4-15-11
令和元年10月2日 午前9時50分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	高知東警察署で使用する電気	高知東警察署	高知県高知市大津乙807-1
令和元年10月2日 午前10時15分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	高知東警察署本山警察庁舎で使用する電気	高知東警察署本山警察庁舎	高知県長岡郡本山町本山850-1
令和元年10月2日 午前10時40分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	土佐警察署で使用する電気	土佐警察署	高知県土佐市高岡町甲1842-1
令和元年10月2日 午前11時05分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	土佐警察署いの警察庁舎で使用する電気	土佐警察署いの警察庁舎	高知県吾川郡いの町1290-4
令和元年10月2日 午前11時30分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	南国警察署で使用する電気	南国警察署	高知県南国市大桶乙799-1
令和元年10月2日 午後1時00分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	室戸警察署で使用する電気	室戸警察署	高知県室戸市室戸岬町5523-1
令和元年10月2日 午後1時25分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	安芸警察署で使用する電気	安芸警察署	高知県安芸市矢ノ丸2-9-2
令和元年10月2日 午後1時50分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	佐川警察署で使用する電気	佐川警察署	高知県高岡郡佐川町丙3555
令和元年10月2日 午後2時15分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	須崎警察署で使用する電気	須崎警察署	高知県須崎市山手町1-8
令和元年10月2日 午後2時40分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	窪川警察署で使用する電気	窪川警察署	高知県高岡郡四万十町榊山町4-19
令和元年10月2日 午後3時05分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	中村警察署で使用する電気	中村警察署	高知県四万十市右山2034-17
令和元年10月2日 午後3時30分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	中村警察署清水警察庁舎で使用する電気	中村警察署清水警察庁舎	高知県土佐清水市幸町3-5
令和元年10月2日 午後3時55分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	宿毛警察署で使用する電気	宿毛警察署	高知県宿毛市幸町7-54
令和元年10月2日 午後4時20分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	警察本部別館で使用する電気	警察本部別館	高知県高知市布師田3590-1
令和元年10月2日 午後4時45分	高知県庁本庁舎地下第3会議室	運転免許センターで使用する電気	運転免許センター	高知県吾川郡いの町枝川200

## 入札参加申請書

高知県警察本部長 宇田川 佳宏 様

申請人の住所  
商号及び代表者職氏名  
(電話番号)  
(FAX番号)  
(E-mail)

印

令和元年8月13日付けで入札公告のありました下記施設の電力需給契約にかかる入札に参加したいので、申請します。  
なお、入札公告及び県が入札に関して定める規定を遵守するとともに、入札参加資格を満たしたうえで入札に参加することを誓約します。

## 記

	件名	参加 不参加	○ 空欄
1	高知警察署で使用する電気		
2	高知南警察署で使用する電気		
3	高知東警察署で使用する電気		
4	高知東警察署本山警察庁舎で使用する電気		
5	土佐警察署で使用する電気		
6	土佐警察署いの警察庁舎で使用する電気		
7	南国警察署で使用する電気		
8	室戸警察署で使用する電気		
9	安芸警察署で使用する電気		
10	佐川警察署で使用する電気		
11	須崎警察署で使用する電気		
12	窪川警察署で使用する電気		
13	中村警察署で使用する電気		
14	中村警察署清水警察庁舎で使用する電気		
15	宿毛警察署で使用する電気		
16	警察本部別館で使用する電気		
17	運転免許センターで使用する電気		



令和 年 月 日

高知県警察本部長 宇田川 佳宏 様

住 所

氏 名

印

## 入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ、次のとおり入札します。

(単位:円)

入札金額											
件 名	で使用する電気										

## 備 考

- 1 入札金額の頭には、¥を付けてください。
- 2 法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職名、氏名を記入し、代表者印を押印してください。
- 3 代理人が入札する場合は、委任者の住所及び氏名を記入し、その下に「代理人」の表示をして、代理人の住所及び氏名を記入し、押印してください。  
この場合は、委任状を提出してください。

年間総額内訳書 件名 で使用する電気

区分	基本料金				使用電力量料金				電気料金
	kW 契約電力 a	円/kW 単価 b	円 割引等月額 c	円 基本料金月額 (1) = (a × b × 0.85) - c	kWh 使用量 d	円/kWh 単価 e	円 割引等月額 f	円 電力量料金月額 (2) = d × e - f	円 電気料金月額 (3) = (1) + (2)
1月									
2月									
3月									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
年間総額 (電気料金月額の合計) (4)									
年間総額 (消費税等相当額を含まない額) (5)									= 入札書記載金額

注意事項

- 1 基本料金月額 (1) は、各月の力率を 100% とし、力率割引係数を 0.85 ( - 15%) として積算すること。(ただし、月の使用量が 0 である場合は、この限りでない。)
- 2 積算過程の各単価等については、1 円未満の端数を含むことができる。
- 3 割引等がある場合は、c 欄、f 欄に記載し、積算資料を添付すること。  
積算資料の添付に替える場合、その他必要な場合は、この様式を変更して作成することができる。
- 4 電気料金月額 (3) 及び年間総額 (4)、(5) は、1 円未満の端数を切り捨てること。
- 5 年間総額 (4) が消費税等相当額を含む場合は、(4) の 110分の100に相当する額、含まない場合は (4) の額を、年間総額 (5) に記載すること。
- 6 年間総額内訳書は入札書と割印をすること。

# 質 疑 書

令和 年 月 日

高知県警察本部長 様

住所 \_\_\_\_\_

商号及び代表者氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

担当者名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

件 名	で使用する電気
質 疑 内 容	
1	

質疑が複数ある場合は、質疑内容欄を追加し、記載してください。

## 電力需給契約にかかる一般競争入札心得

高知県警察本部会計課

### (目的)

第1条 高知県公安委員会の行う電気(単価契約)の調達に係る一般競争入札の取扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16条。以下「政令」という。)、高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### (入札参加資格)

第2条 一般競争入札に参加することができる者は、当該入札参加者として資格を確認された者(以下「入札参加者」という。)とする。

また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

### (入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に規則第9条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第10条の規定により免除された場合はこの限りでない。

### (入札の方法等)

第4条 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

### (入札の基本的事項)

第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

2 入札者が代理人であるときは、委任状を提出しなければならない。

3 入札書の記載事項について訂正又は加筆したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。

- 4 入札金額は、1 円未満の端数をつけることはできない。1 円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。
- 5 入札者は、いったん提出した入札書について、取替え、訂正又は取消しすることはできない。
- 6 次の場合には、入札は行わない。
  - (1) 当該公告における入札参加資格を満たす者がいないとき。
  - (2) 入札参加者が 1 者もいなくなったとき。

( 公正な入札の確保 )

第 6 条 入札者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

( 入札の取止め等 )

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取止め又当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
- (2) 入札者が談合し、又は不隠の行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき。

( 入札の辞退 )

第 8 条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは、開札前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（開札日の前日までに到達するものに限る。）すること。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

( 無効の入札 )

第 9 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札書の金額を訂正した入札書又は金額未記入の入札書
- (4) その他、入札の諸条件に違反した入札書
- (5) 公告で指定した期限までに到達しない入札書

(失格の入札)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状が提出されていない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者(第 3 条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。)のした入札
- (4) 同一事項の入札について、他の入札者の代理人を兼ね、又は 2 人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (5) 明らかに談合によると認められる入札

(落札者の決定方法)

第 11 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(落札の通知)

第 12 条 落札となる入札があったときは、契約対象件名、入札書記載金額に 100 分の 10 を加算した金額で落札した旨及び落札者を入札参加者に通知する。

(同額等の入札者が 2 人以上ある場合の落札者の決定方法)

第 13 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定する。当該入札をした者のうち、入札書を郵便により提出した者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が入札者に代わってくじを引き落札者を決定するものとする。また、くじへの参加は、辞退することができない。

(再度入札等)

第 14 条 開札の結果、落札とするべき入札がないときは、日時及び場所を別に定めて再度の入札を行う。

2 再度入札は、1 回(初度入札を含め 2 回)行う。

3 次の各号に掲げる入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 入札を辞退した者
- (2) 入札辞退として取り扱われた者
- (3) 入札の結果失格となった者

- 4 再度入札を行っても、なお落札者がいないときは、最低価格者（失格者及び辞退者を除く。）から順次随意契約の折衝を行うことがある。

（契約保証金）

第 15 条 落札者は、契約の締結に際し、規則第 39 条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第 40 条の規定により免除された場合又は規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

- 2 落札者は、契約保証金の免除（規則第 40 条第 6 号による場合を除く。）又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

（契約書の提出）

第 16 条 落札者は、落札後において交付された契約書の案に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。

（異議の申立て）

第 17 条 入札者は、入札後にこの心得又はあらかじめ示された仕様書、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（入札記録）

第 18 条 入札結果は、入札記録として公表する。

# 入札参加申請書等及び入札書等の送付の仕方について

入札参加申請書等と入札書等を同時に提出する場合は、入札参加申請書の提出期限までに下記のとおり送付してください。  
 入札参加申請書等と入札書等をそれぞれに提出する場合は、各提出期限までに下記のとおり送付してください。  
 なお、郵送にかかる費用については、いずれの場合も入札参加者の負担となります。

## 【提出方法及び提出期限】

- 入札参加申請書等：持参又は郵便にて、令和元年9月6日(金)午後5時必着
- 入札書等：持参又は書留郵便にて、令和元年9月30日(月)午後5時必着

## 【留意事項】

- 1 入札書等を送付するときは、入札書を件名ごとに別封筒に封緘し、外封筒にまとめて送付してください。(持参する場合は二重封筒にする必要はありません。)
- 2 入札参加申請書等を送付するときは、二重封筒にする必要はありません。
- 3 封筒に記載する会社名は、封筒に印刷されている場合は省略できます。
- 4 「親展」及び「入札書在中」は、朱書きにしてください。

### 入札参加申請書等と入札書等を同時に提出する場合

外封筒のサイズについては特に指定はありません。

↓長型3号(120×235)を使用してください。

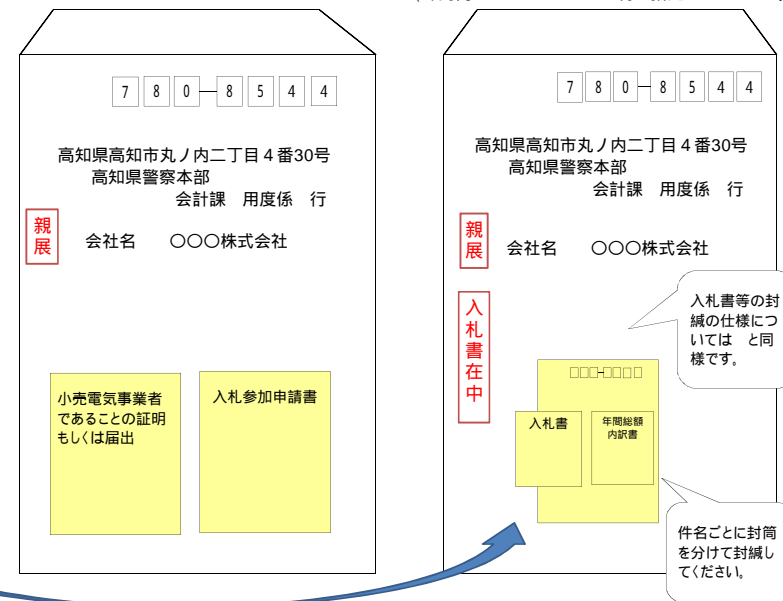


### 入札参加申請書等と入札書等をそれぞれ提出する場合

【入札参加申請書等を提出するとき】

【入札書等を提出するとき】

(外封筒のサイズについては特に指定はありません。)





## 電力需給契約書（案）

高知県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは  
で使用する電気の需給に関し次の条項により契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（契約の目的）

第2条 乙は、甲が次の供給場所で使用する電力の需要に応じて供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（1）供給場所 高知県 市

（2）契約保証金 円

高知県契約規則第40条の規定（契約保証金の免除）に該当する場合は、「 円」に替えて、「免除」と記載する。

（3）その他 別紙仕様書のとおり

（供給期間）

第3条 供給期間は、令和2年1月1日0時00分から令和2年12月31日24時00分までとする。

（契約電力）

第4条 各月の契約電力は、当該月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とし、契約電力は変動するものとする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、甲乙協議のうえ契約電力を決定、又は、変更するものとする。

（契約単価）

第5条 契約単価は次のとおりとする。なお、以下の料金単価については、消費税額及び地方消費税（以下「消費税等相当額」という。）を含むものとする。

（1）基本料金単価

円 / kW

（2）電力量料金単価

夏季単価（7月1日～9月30日） 円 / kWh

その他季単価（夏季以外） 円 / kWh

- 2 前項の消費税等相当額は、消費税法第 28 条第 1 項及び同法第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び同法第 72 条の 83 の規定に基づき算出する額とする。
- 3 甲又は乙が契約単価の改定を必要と判断したときは、甲乙協議のうえ契約金額を改定することができる。
- 4 消費税等相当額の算定に用いる税率に変更があった場合は、変更後の税率に基づいて契約単価を規定するものとする。

（使用電力量の増減）

第 6 条 甲の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約保証金）

第 7 条 乙は、この契約の締結と同時に第 2 条第 2 号に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、甲に帰属するものとする。
- 3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく契約保証金を乙に還付するものとする。
- 4 契約保証金には、利息を付さないものとする。

高知県契約規則第 40 条の規定（契約保証金の免除）に該当する場合は、上記に替えて、

「（契約保証金）

第 7 条 契約保証金は、高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号）第 40 条第 号の規定により免除する。」とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 8 条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（本契約が完了した後の履行実績等の譲渡に伴う債務引受）

第 8 条の 2 前条の規定にかかわらず、乙は、本契約が完了した後において、この業務に係る履行実績等を第三者に譲渡する場合は、本契約が完了した後に第 17 条及び第 17 条の 2 の規定により効力が生ずる乙の債務をその第三者に引き受けさせなければならない。

2 乙は、履行実績等を第三者に譲渡したときは、速やかに当該履行実績等の譲渡及び債務の引受けを証する譲渡契約書等の写しを甲に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定は、契約期間の末日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

( 暴力団員等からの不当介入に対する通報及び報告の義務 )

第 9 条 乙は、本契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団員等( 高知県暴力団排除条例( 平成 22 年高知県条例第 36 号 )第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。第 15 条の 2 第 1 項において同じ。 ) による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

( 供給の保証 )

第 10 条 乙は、甲に対し、第 3 条の供給期間内において、天災その他乙の責めに帰さない理由による場合を除き、電力を安定的に供給する義務を負い、かつ、それを保証するものとする。

( 計量 )

第 11 条 乙は、毎月末日 24 時に計量器に記録される甲が使用した電力量及び最大需要電力等の値を、原則として毎月初日 0 時に計量するものとし、毎月初日の 0 時から当該月の最終日の 24 時までの期間における使用電力量及び最大需要電力等の値を算定するものとする。

( 料金の算定 )

第 12 条 毎月の電気料金は、第 4 条で定めた契約電力に第 5 条第 1 項第 1 号の基本料金単価を乗じて得た金額と、前条により算定した 1 月の使用電力量に第 5 条第 1 項第 2 号の電力量料金単価を乗じて得た金額との合計額( 円未満切捨て )に電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を加えた金額とする。

2 前項の料金算定に当たっては、契約電力に係る力率調整及び使用電力量に係る燃料費

調整を行うものとし、その取扱い、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金の取扱いは、四国地区の旧一般電気事業者が公表している電気供給条件及び主契約料金表によるものとする。

( 料金の支払等 )

第 13 条 乙は前条により算定した料金を月毎に甲に請求するものとする。

- 2 甲が請求書を受理したときは、受理した日から 30 日以内に乙に料金を支払うものとする。
- 3 甲の責めに帰すべき事由により、料金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、支払期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、年 2.7 パーセントの割合で計算した額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を遅延利息として甲に請求することができる。

( 秘密の保持 )

第 14 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

( 契約の解除 )

第 15 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が、天災その他不可抗力の原因によらないで、電力を供給する見込みがないと甲が認めたとき。
  - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 乙の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合は、乙は全契約期間における電気料金の支払総額( 契約期間中にあっては支払実績額及び残存期間に係る予定契約電力及び予定使用電力量に基づき第 12 条の規定により算定した額をいう。第 17 条第 1 項及び第 17 条の 2 第 2 項において同じ。 ) の 10 分の 1 に相当する額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 3 前項の場合において、甲は、第 7 条の規定による契約保証金を違約金に充当することができる。

高知県契約規則第 40 条の規定（契約保証金の免除）に該当する場合は、第 3 項を削除する。

(暴力団排除措置による解除)

第 15 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(1) 暴力団(高知県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。

(2) 役員等(次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であると認められるとき。

ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者

イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者

ウ 個人にあつては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))

(3) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められるとき。

(6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(7) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。

(8) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。

- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第9条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

高知県契約規則第40条の規定（契約保証金の免除）に該当する場合は、「前条第2項及び第3項」を「前条第2項」とする。

（談合等の不正行為が行われた場合の解除）

第15条の3 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責めを負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第62条第1項に規定する課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙（法人の場合にあっては、その役員及びその使用人をも含む。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下この号及び次号において「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第17条第1項第1号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命

令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき(公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。)

- 2 第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

高知県契約規則第 40 条の規定(契約保証金の免除)に該当する場合は、「第 15 条第 2 項及び第 3 項」を「第 15 条第 2 項」とする。

#### ( 損害賠償等 )

第 16 条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 第 1 項の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第 15 条第 2 項に定める(第 15 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 甲は、この契約に関して乙から徴収することができる金銭があるときは、乙に支払うべき金銭と相殺することができる。

#### ( 賠償額の予定 )

第 17 条 乙は、第 15 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、電気料金の支払総額の 10 分の 1 に相当する額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条に規定する納入の通知をいう。次条第 1 項において同じ。)を発する日の属する月の翌月の末日(当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日又は 12 月 31 日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。)までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第 15 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15

号) 第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合

(2) 第15条の3第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金に本契約期間における電気料金の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年5パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)の遅延利息を付した額を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、甲は、第7条による契約保証金を賠償金等に充当することができる。
- 4 前3項の規定は、本業務が完了した後においても適用する。

高知県契約規則第40条の規定(契約保証金の免除)に該当する場合は、第3項を削除し、第4項を第3項とし、第4項の「前3項」を「前2項」とする。

( 違約罰としての違約金 )

- 第17条の2 乙は、第15条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約罰としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日(当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。)までに支払わなければならない。
- 2 前項の違約罰としての違約金の額は、電気料金の支払総額の10分の1に相当する額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。)とする。ただし、乙がこの契約に関し独占禁止法第7条の2第11項又は第12項の規定による課徴金の減額(以下この項において「課徴金の減額」という。)を受けた事業者(公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。)である場合は、違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)を違約金額から減額した額とする。
  - 3 前2項の規定は、本業務が完了した後においても適用する。

( 乙の文書提出義務 )

第17条の3 乙(乙が法人である場合は、その役員及びその使用人を含む。)は、この



契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書(この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。)の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、本業務が完了した後においても適用する。
- 3 前2項の規定は、契約期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

( 損害金等の徴収 )

第 18 条 乙がこの契約に基づく損害金、違約金、賠償金又は違約罰としての違約金を甲の指定する期間(第 17 条に規定する賠償金にあっては同条第 1 項に、第 17 条の 2 に規定する違約罰としての違約金にあっては同条第 1 項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。)内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して電気料金の支払日までの日数に応じて年 5 パーセントの割合で計算した額(当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。)の遅延利息を付した額と、甲の支払うべき電気料金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100 円に満たないときは、この限りでない。

( 年当たりの割合の基礎となる日数 )

第 19 条 第 13 条第 3 項、第 17 条第 2 項及び前条の規定による損害金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

( 特約事項 )

第 20 条 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合にはこの契約を解除するものとする。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

( 疑義の決定等 )

第 21 条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、四国地区の旧一般電気事業者が公表している電気供給条件及び主契約料金表によるほか、必要

に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

( 裁判管轄 )

第 22 条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 高 知 県  
契約担当者

印

乙

印